

令和7年8月（第8回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年8月12日（火）午後2時00分～

2. 開催場所 JAかみましき益城支所 2階大ホール

3. 出席委員（12名）

1番	井川 寿範（筆頭代理）	2番	農 政憲（次席代理）
4番	里見 勝則	5番	北野 洋一
6番	松本 功	7番	西村 誠志
8番	守江 勉	9番	宮本 一義
11番	下山 和之	12番	吉村 武幸
13番	吉田 一浩	14番	松本 三千輝（会長）

4. 欠席委員（2名）

3番	坂上 孝司	10番	富永 芳弘
----	-------	-----	-------

5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について
日程第3	報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について
日程第4	報告第3号 許可不要転用届について
日程第5	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第6	議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第7	議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）（農地中間管理機構分）について
日程第8	令和7年 第9回 委員会の日時について

6. 農業委員会事務局職員

農地係長	松本 まゆみ	主 査	井 敦子
主 査	堀田 章一郎		

7. 会議の概要

(農地係長)

只今より、令和7年第8回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、3番坂上孝司委員、10番富永芳弘委員より欠席の連絡をいただいております。農業委員14名中12名出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、松本会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。

4番里見勝則委員、8番守江勉委員にお願いいたします。

次に、日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。

次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、許可不要転用届の報告とします。

次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。

番号1番につきましては、5番北野洋一委員に調査をいただいております。
補足説明をお願いします。

(5番委員)

調査報告いたします。

7月31日に石川推進委員と共に、代理人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・芋堀取機・小型耕運機を所有しております問題ありません。

主に生産される作物は甘藷・水稻・露地野菜・栗で、申請地には甘藷・栗を作付するとのことです。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数8年、年間300日、妻が経験年数8年、年間150日となっております。

取得後の農地の面積については、48, 256m²ですので問題ないと思います。

地域との調和につきましては、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号1番について、北野洋一委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございます。本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

番号2番につきましては、4番里見勝則委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(4番委員)

調査報告いたします。

8月8日に木村推進委員と共に、代理人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・田植機を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は水稻、果樹で、申請地には水稻を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数35年、年間200日、夫が経験年数35年、年間200日となっております。

取得後の農地の面積については、7,982m²ですので問題ないと思います。

地域との調和につきましては、元々申請地を耕作していましたし、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号2番について、里見勝則委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございます。本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

番号3番につきましては、13番吉田一浩委員に調査をいただいております。補足説明をお願いします。

(13番委員)

調査報告いたします。

8月8日に吉川推進委員と共に、代理人に聞き取り調査を行いました。

この案件は叔母から甥の妻に贈与するものです。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・草刈機・噴霧器・ Yunbo・2トントラックを所有しており問題ありません。

申請地には人参を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数2年、年間180日、夫が経

験年数3年、年間180日となっております。

取得後の農地の面積については、4,432m²となります。

地域との調和につきましては、区役や地域活動に参加し、周辺農家と協力しながら農業施設の管理に努めると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号3番について、吉田一浩委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございます。本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

番号4番につきましては、11番下山和之委員に調査をいただいております。補足説明をお願いします。

(11番委員)

調査報告いたします。

8月2日に吉田推進委員と共に、代理人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・耕耘機・ショベルカー・トラックを所有しており問題ありません。

主に生産される作物は飼料作物・粟で、申請地には露地野菜を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数45年、年間170日、妻が経験年数40年、年間300日、次男が経験年数13年、年間300日となっております。

取得後の農地の面積については、51,408m²ですので問題ないと思います。

地域との調和につきましては、区役等にも積極的に参加すると伺っているの
で問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を
よろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号4番について、下山和之委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございます。本案の権利取得者は許可基準、すべての
項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、賃借権設定の部 権利取得者が例外法人 番号1番につきまして、1
番井川寿範委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(1番委員)

調査報告いたします。

8月5日に花田推進委員と共に、代理人に聞き取り調査を行いました。

賃借人は、主に医薬品等商品の企画、製造、販売等を行っている法人であります。

この案件は、法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究のため
の申請で、農地法第3条の例外規定に該当し、賃借権による権利設定をする
ものです。

農地貸借後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械は使用
せず、申請地全体に防草シートを張り、設置するプランター容器内で栽培する
ため問題ありません。

申請地にはイシクラゲを作付するとの事です。

申請地付近にスイゼンジノリを栽培している場所はありますが、イシクラゲ
の栽培は初めてでしたので、排水溝から水路に流出しないか、水路は藻川と繋

がっておりますので、藻川で繁殖しないか懸念しておりましたが、イシクラゲは藻類の一種で繁殖力は高くないとのことで安心したところです。

みなさんも空き地や駐車場で、雨が降ったあとにワカメのようなものを見かけたことがあると思います。あれがイシクラゲです。

貸借後の農地の面積については、3,783m²ですので問題ないと思います。地域との調和につきましては、農薬散布等は必要なく、水散布の際は周囲に配慮して行い、地域の管理情報等を把握し、それに準じた栽培活動等を進めると伺っておりますので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号1番について、井川寿範委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございます。本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

只今、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための許可申請につきましてご説明いたしました。

所有権移転の部 番号1番につきましては、7番西村誠志委員に調査をいた

だいております。

補足説明をお願いします。

(7番委員)

8月1日に田上推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、賃借人が駐車場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がりが10ha未満の区域内にある第2種農地となっており、他に適当な土地もないことから、転用の見込みはあると思います。

次に、一般基準について申し上げます。

資力・信用についてですが、特に問題はありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

他の農地に及ぼす影響もないと考えています。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願いします。

(議長)

只今、番号1番について、西村誠志委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございます。本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）（農地中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号説明》

(議長)

只今、議案第3号について説明を申し上げました。

賃借権設定の部でございますが、番号12番につきましては議事参与の制限に該当します。これより先の議事進行につきましては、井川議長代理に交代し、私は退室いたします。

《関係委員退室》

(議長代理)

それでは、賃借権設定の部 番号12番についてご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長代理)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長代理)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長代理)

では、議事の進行を議長にお戻しします。

(議長)

それでは、議事参与の案件を除いた案件についてご審議をいただきたいと思います。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、賃借権設定の部 設定を受ける者が農地所有適格法人以外の法人番号1番及び2番についてご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、番号3番についてご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

(6番委員)

はい。この案件について私は反対です。現地には既にハウスが建てられ、井戸水を取水するために深く掘ってあると聞いております。その深さは土地改良区のポンプより深いとも聞いています。このようなことを他の法人も沢山始めたら、人参や西瓜を作っている農家は後々迷惑を受けるのでは心配しております。土地改良区も財政面で厳しい状況とも聞いておりますので、このような大きな事業は私は反対いたしますし、水資源を守るため、農業委員会から町議会に条例等の制定について依頼したらいかがでしょうか。

現地には既にハウスが建っていますし、事前にきちんと許可を取ってもらいたいものです。

(議長)

ただいま6番委員よりご意見をいただきました。

確かに、設定をする者（借り手）は事業の規模拡大を図っている法人です。

地下水については熊本県の地下水条例に準じていただき、ハウスについては少し強い位のビニールハウスでございますので、建築確認等は不要だと推察できます。

他にご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《多數挙手》

(議長)

賛成多数ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、使用貸借権設定の部 番号1番につきまして、ご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、所有権移転の部 番号1番につきまして、8番守江勉委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(8番委員)

報告いたします。

7月28日に譲受人と熊本県農業公社、松本会長、三井推進委員、農業委員会事務局の立ち会いのもと、農地売買の「あっせん会議」をいたしましたので、ご報告いたします。

譲受人は、水稻・大豆を中心に農業経営を行っており、耕作面積は1町6反ほどあります。

今回の申請は、元の所有者の希望により、地元在住の譲受人が、このたび「あっせん」で購入されることになったものです。

譲受人は、現在、申請地についての、地域計画の担い手に位置付けられてはいませんが、今後変更予定との町からの意見書も付されているので、問題はないと思います。

委員の皆様のご審議、宜しくお願ひ致します。

(議長)

只今、番号1番について、守江勉委員より補足説明をいただきました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、番号2番につきまして、ご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、日程第8 令和7年第9回委員会の日時について申し上げます。

次回は9月10日、午後2時よりJAかみましき益城支所 2階大ホールで開催いたします。

皆様方のご協力をよろしくお願ひいたします。

以上、用意いたしました案件につきましては終了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を井川筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年8月12日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員